

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-15 商工・観光関係事業の取扱い	関係項目	
調整方針	<p>1 金融制度については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小口資金については、現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>(2) 商業活性化資金については、渋川市、赤城村、北橘村の例による。</p> <p>(3) 商工貯蓄共済融資利子補給については、新市において調整する。</p> <p>2 商店街等振興対策については、新市において調整する。</p> <p>3 観光事業に係る「まつり」、「イベント」については、現行のとおりとする。</p>		<p>4 勤労者対策については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 勤労者生活資金及び勤労者住宅建設等利子補給事業については、渋川市の例による。</p> <p>(2) 定住促進住宅建設利子補給事業については、当面の間、現行のとおりとする。</p> <p>5 優良企業誘致促進事業については、新市において調整する。</p>

現	況	調整理由・課題
---	---	---------

1 金融制度							<p>1【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小口資金については、商工会議所及び商工会との調整が必要となることから、合併時に統一するのは困難である。</li> <li>また、渋川市には預託制度があるが5町村には預託制度がなく、利子補給制度があるため、新市において調整する。</li> <li>商業活性化資金については、県との協調融資であり、条件等が同一であるため。</li> <li>商工貯蓄共済融資利子補給各町村における対象貸付額や補給期間に相違があり、商工会との調整が必要であることから、合併時に統一することは困難であるため。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小口資金は、新市において、預託額を増加すること等により融資利率の引き下げを行い、統一した制度とする必要がある。</li> <li>また、小口審査委員会の委員の選任について検討が必要である。</li> </ul>
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村	
(1) 県市町村協調制度	<p>小口資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額：1,250万円</li> <li>・融資期間：運転資金 6年以内</li> <li>・設備資金 8年以内</li> <li>・利率：2.5%以内</li> <li>・申込窓口：商工観光課 市内金融機関</li> <li>・金融機関融資額(H14) 80件、517,100千円</li> </ul> <p>〔小口資金利子補給〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>	<p>小口資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額：1,250万円</li> <li>・融資期間：運転資金 -</li> <li>・設備資金 8年以内</li> <li>・利率：3.2%以内</li> <li>・申込窓口：企画観光課</li> <li>・金融機関融資額(H14) 4件、34,600千円</li> </ul> <p>〔小口資金利子補給〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利率：0.96%以内</li> <li>・利子補給額(H14) 1件、74,328円</li> </ul>	<p>小口資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額：1,250万円</li> <li>・融資期間：運転資金 6年以内</li> <li>・設備資金 8年以内</li> <li>・利率：3.2%以内</li> <li>・申込窓口：企画観光課</li> <li>・金融機関融資額(H14) 6件、33,100千円</li> </ul> <p>〔小口資金利子補給〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利率：2.0%以内</li> <li>・利子補給額(H14) 14件、775,750円</li> </ul>	<p>小口資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額：1,250万円</li> <li>・融資期間：運転資金 6年以内</li> <li>・設備資金 8年以内</li> <li>・利率：3.2%以内</li> <li>・申込窓口：産業課</li> <li>・金融機関融資額(H14) 9件、65,000千円</li> </ul> <p>〔小口資金利子補給〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利率：1.0%以内</li> <li>・利子補給額(H14) 5件、50,430円</li> </ul>	<p>小口資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額：1,250万円</li> <li>・融資期間：運転資金 6年以内</li> <li>・設備資金 8年以内</li> <li>・利率：3.2%以内</li> <li>・申込窓口：産業振興課 商工会</li> <li>・金融機関融資額(H14) 9件、76,500千円</li> </ul> <p>〔小口資金利子補給〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利率：1.0%以内</li> <li>・利子補給額(H14) 21件、690,700円</li> </ul>	<p>小口資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額：1,250万円</li> <li>・融資期間：運転資金 6年以内</li> <li>・設備資金 8年以内</li> <li>・利率：3.2%以内</li> <li>・申込窓口：村産業課 商工会</li> <li>・金融機関融資額(H14) 7件、48,600千円</li> </ul> <p>〔小口資金利子補給〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利率：1.5%以内</li> <li>・利子補給額(H14) 34件、1,363,957円</li> </ul>	
	<p>商業活性化資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額：8,000万円</li> <li>・融資期間：10年以内</li> <li>・利率：1.9%以内</li> <li>・申込窓口：渋川行政事務所</li> <li>・H14実績：2件、2,085,000円</li> </ul>				<p>商業活性化資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額：8,000万円</li> <li>・融資期間：10年以内</li> <li>・利率：1.9%以内</li> <li>・申込窓口：渋川行政事務所</li> <li>・H14実績：なし</li> </ul>	<p>商業活性化資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額：8,000万円</li> <li>・融資期間：10年以内</li> <li>・利率：1.9%以内</li> <li>・申込窓口：渋川行政事務所</li> <li>・H14実績：なし</li> </ul>	
			<p>商工貯蓄共済融資利子補給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給対象貸付額 1,000万円以内</li> <li>・利率：1%以内</li> <li>・利子補給期間：6年</li> <li>・利子補給額(H14)：12件、349,600円</li> </ul>	<p>商工貯蓄共済融資利子補給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給対象貸付額 500万円以内</li> <li>・利率：1%以内</li> <li>・利子補給期間：7年</li> <li>・利子補給額(H14)：8件、227,660円</li> </ul>	<p>商工貯蓄共済融資利子補給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給対象貸付額 3,000万円以内</li> <li>・利率：1%以内</li> <li>・利子補給期間：5年～</li> <li>・利子補給額(H14)：3件、20,108円</li> </ul>	<p>商工貯蓄共済融資利子補給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給対象貸付額 1,600万円以内</li> <li>・利率：1%以内</li> <li>・利子補給期間：7年</li> <li>・利子補給額(H14)：4件、237,699円</li> </ul>	

協議項目		24-15 商工・観光関係事業の取扱い		関係項目			調整理由・課題
現				況			
2 商業振興事業							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	2【調整理由】 ・ 商工会議所・商工会の統合を含め、振興対策や補助金について調整する必要がある。  【課題】 ・ 新市の特色を生かし、長期的な展望に基づく振興方策を検討する必要がある。
(1) 商店街等振興対策	商店街等振興対策補助事業 ・ 四ツ角周辺商店街活性化事業 ・ 商店街活性化イベント促進事業 ・ 商店街共同駐車場設置奨励事業 ・ 商店街事務局職員雇用促進事業 ・ 商店街街路灯電気料補助事業 ・ フワ-フリーマーケット開催推奨事業  商店街づくり総合支援事業 ・ チャレンジショップ支援 ・ コミュニティ施設支援 ・ 商店街環境施設整備支援  中心市街地活性化事業 ・ 渋川まちなか活性化研究会 ・ 市民ふれあいプラザ運営事業	商工会へ補助	商工会へ補助	商工会へ補助	商工会へ補助	商工会へ補助	

澁川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-15 商工・観光関係事業の取扱い		関係項目			調整理由・課題
現				況			
3 観光事業							3【調整理由】 ・ 地域の特色を生かした伝統行事であり、地域の場でもあり実施するため、現行のとおり実施する。
細項目	澁川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)まつり、イベント	澁川へそ祭り・開催事業補助金(H14) 8,000,000円・開催期日 7月第4金 ・土曜日・実施組織 澁川へそ祭り実行委員会 (会長 木暮治一) ・事務局:澁川商工会議所 澁川市 ----- 澁川山車まつり ・開催事業補助金(H14) 8,726,414円 ・開催期日 8月中旬の3日間 (隔年で開催) ・実施組織 澁川山車まつり実行委員会 ・事務局:澁川市	伊香保まつり・開催事業補助金(H14) 9,690,000円・テレビ放映宣伝費(H14) 700,000円・開催期日 9月18日~20日・実施組織 伊香保まつり実行委員会 (会長高橋太郎) ・事務局:伊香保町商工会	温泉まつり・開催事業費(H14) 2,197,651円・開催期日 4月29日(祝) ・実施組織 小野上村 ・事務局:役場企画観光課	子持村かえで祭り・開催事業費(H14) 2,500,000円・開催期日 10月末の日曜 ・実施組織 子持村かえで祭り実行委員会 ・事務局:役場産業課 ----- 白井宿八重ざくら祭り ・武者行列負担金 1,800千円 ・開催期日 4月末の日曜日 ・実施組織 白井宿八重ざくら祭り実行委員会 ・事務局:子持村商工会	敷島温泉祭り・開催事業費予算(H14) 3,000,000円・開催期日 5月11日・実施組織 敷島温泉祭り実行委員会 ・事務局:役場企画課	たちばな古里まつり・運営費補助金(H14) 2,500,000円・花火協賛金 300,000円・開催期日 8月4日(日) ・実施組織 たちばな古里まつり実行委員会 ・事務局:北橋村商工会	

協議項目	24-15	商工・観光関係事業の取扱い			関係項目			調整理由・課題
現況								
4 勤労者対策								<b>4【調整理由】</b> ・ 勤労者生活資金については、条件の最も良い澁川市の例によるものとする。 ・ 勤労者住宅建設等利子補給事業については、金利により相違はあるが、制度的に充実した澁川市の例によるものとする。 ・ 定住促進住宅建設利子補給事業については、小野上村のみの制度であるが、住民の生活安定と定住人口の増加を図る意味でも重要であるため、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。  <b>【課題】</b> ・ 融資機関の拡大を検討する必要がある。
細項目	澁川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1)制度融資	勤労者生活資金 ・ 融資限度額：150万円 ・ 融資期間：5年以内 ・ 融資利率：年2.4%以内 ・ 預託金額(H14)：130件、56,000,000円	勤労者生活資金 ・ 融資限度額：100万円 ・ 融資期間：5年以内 ・ 融資利率：年2.4%以内 ・ 預託金額(H14)：4件、1,839,000円		勤労者生活資金 ・ 融資限度額：100万円 ・ 融資期間：5年以内 ・ 融資利率：年2.4%以内 ・ 預託金額(H14)：7件、9,000,000円	勤労者生活資金 ・ 融資限度額：100万円 ・ 融資期間：5年以内 ・ 融資利率：年2.4%以内 ・ 預託金額(H14)：4件、14,000,000円	勤労者生活資金 ・ 融資限度額：100万円 ・ 融資期間：5年以内 ・ 融資利率：年2.4%以内 ・ 預託金額(H14)：6件、6,000,000円		
(2)勤労者福祉対策	勤労者住宅建設等利子補給事業 ・ 利子補給対象貸付額：500万円以内 ・ 利率：約定利率から2.0%差し引いた利率(上限2.0%) ・ 交付期間：5年以内 ・ 利子補給額(H14)：130件、3,500,000円	勤労者住宅建設等利子補給事業 ・ 利子補給対象貸付額：500万円以内 ・ 利率：1.82%以内 ・ 交付期間：5年以内 ・ 利子補給額(H14)：6件、212,610円	定住促進住宅建設利子補給事業(勤労者以外も可) ・ 利子補給対象貸付額：500万円以内 ・ 利率：2%以内 ・ 交付期間：10年以内 ・ H14実績：2件、21,300円	勤労者住宅建設等利子補給事業 ・ 利子補給対象貸付額：300万円以内 ・ 利率：1.5%以内 ・ 交付期間：3年以内 ・ 利子補給額(H14)：39件、866,100円	勤労者住宅建設資金利補給 ・ 利子補給対象貸付額：300万円以内 ・ 利率：1.5%以内 ・ 交付期間：5年以内 ・ 利子補給額(H14)：19件、855,000円	勤労者住宅建設等利子補給事業 ・ 利子補給対象貸付額：500万円以内 ・ 利率：1.5%以内 ・ 交付期間：5年以内 ・ 利子補給額(H14)：24件、1,754,666円		
<b>【財政影響額】</b> 勤労者住宅建設等利子補給事業について、利子補給の利率を2.0%とした場合の財政影響額								
	市町村名	H14実績	利率2.0%	増減額				
	伊香保町	212,610円	233,637円	21,027円				
	小野上村							
	子持村	866,100円	1,154,800円	288,700円				
	赤城村	855,000円	1,140,000円	285,000円				
	北橋村	1,754,666円	2,339,554円	584,888円				
	合計	3,688,376円	4,867,991円	1,179,615円				

協議項目		24-15 商工・観光関係事業の取扱い		関係項目					
現					況			調整理由・課題	
5 工業振興対策									
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	5【調整理由】 ・ 優良企業誘致促進事業については、市町村により地方税の優遇措置等に相違があるため、新規のものについては、新市において調整する。  【課題】 ・ 誘致する企業の選定及び産業の振興方針を検討する必要がある。		
(1)優良企業誘致促進事業	渋川市工場設置奨励条例 農村地域工業等導入促進法 ・ 固定資産税相当額年1,000万円限度に奨励金交付。交付期間は3年以内  有馬企業団地企業設置奨励要綱 ・ 固定資産税相当額年1,000万円限度に奨励金交付。交付期間は5年以内 ・ 4区画 2.3ha		小野上村農村地域工業導入地区における村税の課税の特例に関する条例 農村地域工業等導入促進法 ・ 固定資産税課税免除。減免期間は3年間	子持村企業誘致促進条例 農村地域工業等導入促進法 ・ 固定資産税課税免除。減免期間は3年間  《1団地(西組) 2.76ha》	赤城村企業誘致促進条例 農村地域工業等導入促進法 ・ 固定資産税課税免除。減免期間は3年間	北橋村農村地域工業等導入地区における村税(固定資産税)の課税の特例に関する条例 農村地域工業等導入促進法 ・ 減価償却資産の取得価格の合計額が3,000万円を超えるものに対し、固定資産税課税免除。減免期間は3年間。  《3団地 13.3ha》			

協議項目	24-15 商工・観光関係事業の取扱い	関係項目	
現 況			調整理由・課題
6 先進地事例			
篠山市	さぬき市	山県市	
<p>1 商工会の統合については、それぞれの事情を尊重し調整に努める。 補助金については、現行制度を尊重し調整するものとする。</p> <p>2 商店街や商工業者にかかる助成制度については、篠山町の例による。</p> <p>3 地元企業就職奨励金については、現行のとおりとする。</p> <p>4 地域振興にかかる助成や貸付制度については、篠山町の例による。</p>	<p>1 中小企業融資事業については、新市において新たな中小企業融資条例を定め、中小企業融資審査委員会を設置する。</p> <p>2 預託金については、新市において預託金を設ける。</p> <p>3 商工業振興審議会については、新市において新たな商工業振興審議会を設置する。</p> <p>4 資金融資事業については、新市において新たな資金融資制度を設ける。</p> <p>5 温泉・保養施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>	<p>小口融資制度については、中小企業者の経営安定を図るため、岐阜県の施策動向を踏まえながら引き続き実施し、若しくはこれに代わる制度を設ける。なお、制度を見直す場合には、借入残高のある者が制度改正により支障を来さないよう最大限に配慮する。</p>	
あさぎり町	下呂市	かほく市	
<p>《商工業関係事業の取扱い》 商工業関係事業については、商工業の振興と併せ若者の定住促進が図られるよう安定した魅力ある就業の場を確保するため、新町において新たな施策を展開することとする。ただし、</p> <p>1 預託金貸付事業については、新町に引き継ぎ、助成要綱等は新町において制定する。</p> <p>2 中小企業振興助成事業及び商工業振興補助事業については、合併までに関係町村で廃止し、これらに替わる商工業振興のための助成・補助事業を新たに設置する。</p> <p>3 特定小売商業店舗の事業活動の調査に関する要綱については、関係法律に基づき、新町において新たに制定する。</p> <p>4 農村地域工業等導入促進法に基づく地域指定については、新町に引き継ぐ。</p> <p>5 工場設置奨励条例は、新町において新たに制定する。</p> <p>《観光関係事業の取扱い》 観光事業を地域産業として位置づけ、他の産業との相乗効果により、地域の経済の発展に寄与するように計画し、実施する。</p>	<p>1 小口融資制度については、中小企業者の経営安定を図るための制度であり、そのまま新市に引き継ぐものとする。なお、制度を見直す場合には、借入残高のある者が、制度改正により支障を来さないように、最大限に配慮する。</p> <p>2 下呂温泉をはじめ、各地区の恵まれた自然、歴史、文化資源を活用し、『滞在・参加・体験』の観光ニーズを南飛騨国際健康保養地の健康・美容・医療と有機的に結合させ、各地区の施設・資源をネットワーク化する観光立市の建設を目指す。 "魅力ある何度でも訪れてみたい街"になるような「物」「人」「味」を主体とした『心』の観光資源の充実を図り、下呂温泉の知名度を生かして、各地区の観光資源・観光情報を全国に発信し観光客の誘致に努める。</p>	<p>1 中小企業経営支援制度については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 ISO取得支援制度及び新製品開発奨励制度については、宇ノ気町の例による。</p> <p>3 企業立地、産業振興支援制度については、高松町の例による。ただし、合併までに認定を受けた企業については、従前のとおりとする。</p> <p>4 観光イベント事業については、新市において調整する。</p> <p>5 海浜公園管理については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、管理委託は合併時に調整する。</p> <p>6 観光物産展交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>	